

議案第57号

新居浜市過疎地域持続的発展計画の策定について

新居浜市過疎地域持続的発展計画を次のとおり定める。

令和3年9月16日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市過疎地域持続的発展計画

提案理由

新居浜市過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、本案を提出する。

参照条文

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

(令和3年法律第19号) 抜粋

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

(2) 地域の持続的発展に関する目標

(3) 計画期間

(4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

(5) 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3～5 (省略)

6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。

7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第2項第4号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

8～10 （省 略）